

損害賠償の額の決定及び和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

上越市長 中 川 幹 太

記

1 和解の相手方

市内在住者

2 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額を 637,235 円とし、上越市は、相手方に対し当該賠償金を支払うものとする。
- (2) 上越市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議、請求の申立てをしないものとする。

3 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和 6 年 12 月 30 日 午後 1 時 35 分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市大字東中島 2963 番地（上越市クリーンセンター敷地内）
- (3) 事 故 の 状 況 当市の職員が公務のため庁用自動車を運転し、積載した荷物を降ろそうと後退した際、駐車中の相手方車両に接触し、同人所有の車両の一部が損傷したもの